令和 2年 2月26日

生活保護受給者の逮捕について

この度、本市生活保護業務において、元受給者 1名が大阪府警・河内長野署において逮捕されましたので、下記のとおり報告します。

1. 逮捕された元受給者 58歳 男性

2. 逮捕日

令和 2年 2月26日(水)

3. 罪名

詐欺罪 (刑法第246条)

4. 本市による告訴の内容

被疑者は、就労により得た収入があるにも関らず、本市に対して収入の申告を行わず、平成26年8月から令和元年7月までの間、生活保護費6,843,840円を不正に受給した。

5. 逮捕に至る経過

平成31年 1月 匿名の方より、被疑者が就労収入を得ている旨情報提供あり

平成31年 3月~ 被疑者宅に対し事実確認するが否定

事業所に対し調査を実施

令和 元年 7月 事業所より給与台帳を受理

就労収入の判明により生活保護廃止

不正受給額について生活保護法第78条による徴収決定 上記事実から、不正受給と判断し河内長野警察署と協議

同年11月25日 河内長野警察署に対して告訴状を提出

- ・虚偽の収入申告を行っていた。
- ・犯行は計画的かつ悪質である。
- ・不正受給期間が長期間である。
- ・被害額が多額である。
- ・被害額の弁済が僅かである。

以上のことから、被疑者に対する刑事告訴に至った。

6. 本市が告訴した不正受給額

6,843,840円

市長のコメント

本市においては、課税所得額と収入申告額の突合を確実に実施することなどにより不正受給の防止及び早期発見に取り組んできたところです。

しかしながら、受給者から虚偽の収入申告が行われていたこと及び就労していた事業所 が本市に対し給与支払報告をしていなかったことにより早期発見に至りませんでした。

結果として、被害額が高額となったこと及び悪質性により、受給者への刑事告訴に踏み切り、逮捕に至ったものです。

今後とも、更なる生活保護業務の適正化に取り組むとともに、不正受給に対しては引き 続き厳正に対処していく所存です。

問い合わせ先

河内長野市 福祉部 生活福祉課

電話:0721-53-1111